第1回 SCS評価制度指定委員会
議事要旨

1. 日時

2026年7月27日（月） 16時30分～18時30分

2. 場所

オンライン形式

3. 議題及び議事内容

(1) 本指定委員会の議事運営について

・ 本委員会の議事運営について、事務局から説明を行い、方針に異論がないことを確認した。

(2) 今年度の運営計画について

・ 今年度の運営計画について、事務局から説明を行い、方針に異論がないことを確認した。

(3) 指定業務関連文書について

・ 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者に係る指定基準、指定手順及び申請様式ついて、事務局から概要説明を行い、議論を行った。本委員会における意見及び委員から事前提出された意見は、事務局にて整理・分類のうえ委員に共有し、メール及び個別協議を踏まえて修正を行ったうえで、第2回指定委員会において審議・決定することとした。

・ 委員から頂戴した主なコメントは以下の通り。

［委員会での主な意見］

- 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者に係る各文書について、章立て、用語及び体裁が統一されていない点があるため、統一されたい。
- 公平性に関する規定について、「財務的な利害」にコンサルティングの提供が含まれるか、また、組織単位ではなく個人単位で判断することとした趣旨を整理されたい。あわせて、「所有」「出資」「株主」等の用語についても、利益相反に関する一般的な考え方に沿って解釈されるよう表現を精査されたい。
- 公平性の確保に当たっては、指定後に利益相反が生じた場合にこれを発見するプロセス及び定期的に確認する仕組みを整備されたい。
- 研修事業者が研修を設計できるよう、育成すべき人材に関する大方針（研修の修了により何ができるようになるか）及び研修の柱・シラバスの骨格をIPAとして示されたい。
- 研修講師の品質を確保するための基準、修了判定の公平性（自社の要員に対する研修における恣意的な判定や本人確認等）及び修了判定の有効期限等について検討されたい。
- 評価用ガイド等の審議対象外文書についても、研修実施基準等の検討のため、指定委員会において内容を確認できるようにされたい。

（以上）